

山下クリニック 院内感染対策指針

1) 定義・基本理念

我々医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。山下クリニック（以下「当院」という）においては、本指針により院内感染対策を行う。

用語の定義

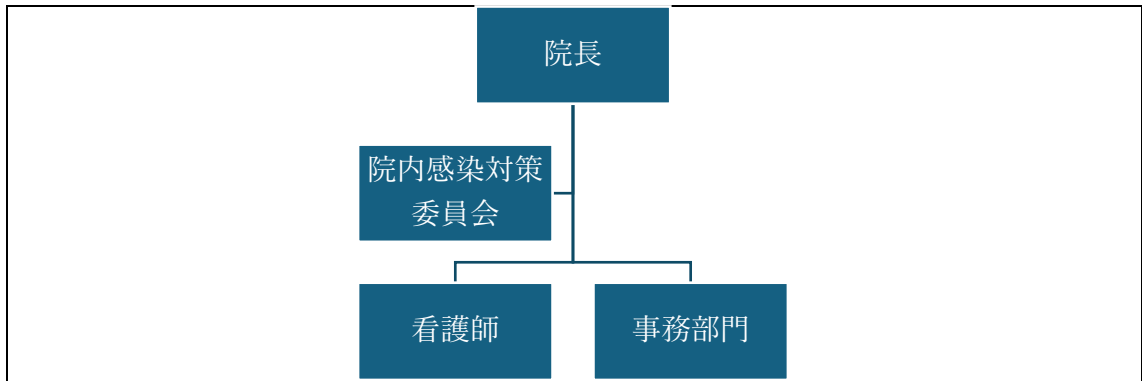
【院内感染】

医院環境下で感染したすべての感染症を院内感染と言い、院内という環境で感染した感染症は、院外で発生しても院内感染という。逆に、院内で発生しても、院外(市井)で感染した感染症は、院内感染ではなく市井感染という。

院内感染の対象者は、患者、訪問者、医師、看護師、医療従事者、その他職員、さらには院外関連企業の職員等を含む。

2) 委員会の設置・運営

感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。感染対策委員会は、運営委員等の他の委員会と独立して設置・運営する。



当院における感染防止対策を総合的に企画、実施するために、各部署からの構成員で設置し、4月に1回定期的に委員会を開催しております。また、感染症発症時には、必要に応じて随時開催する。

- ・感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ・感染予防に関する決定事項や具体的対策を職員に周知する。
- ・感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策、および拡大防止の指揮を執る。その他、感染関連の検討が必要な場合に、対処する。

3) 職員に対する研修・訓練

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、感染対策に対する意識向上を図るために、感染対策に関する研修を年2回行うほか、必要に応じて実施する。感染症発生時に迅速に行動できるように全職員を対象に年1回の訓練を実施する。

4) 感染症発生時の対応と発生状況の報告

アウトブレイクあるいは異常発生は、迅速に特定し、対応する。

院内の各領域別の微生物の分離率ならびに感染症の発生動向から、医療関連感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染にかかわる情報管理を適切に行う。

必要に応じて地域支援ネットワーク、日本環境感染学会認定教育病院を活用し、外部よりの協力と支援を要請する。日本感染症学会施設内菅選対策相談窓口（厚生省委託事業 <https://www.kansensho.or.jp/>）へのFAX相談を活用する。

報告の義務づけられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。

5) 患者等への指針の閲覧、情報提供と説明

この指針は感染対策への理解と協力を得るため、ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

患者本人及び患者家族に対して疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得たうえで協力を求める。

必要に応じて感染率などの情報を公開する。

6) 院内感染対策推進方策等

院内感染対策の推進の為、「感染防止対策 手順書」を整備して、職員への周知徹底を図ります。またこのマニュアルの定期的な見直しを行います。

7) 抗菌薬の適正使用

抗菌薬は不適正に用いると、耐性株を生み出したり、耐性株を選択残存させる危険性があるので、対象微生物を考慮し、投与期間は可能な限り短くする。

2022年4月1日

医療法人 山下クリニック

院長 山下浩一